



目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 ()	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の占用を制限する区域の指定の解除 (2件) (道 路 課)	2
◎住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住 宅 課)	2
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
○警備員等に係る検定の実施	3

告 示

高知県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年4月14日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーション野いちご	南国市小籠941番地20	令4・3・31

訪問看護ステーション花 安芸市土居1977番5 〃 7・21

高知県告示第245号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和8年4月14日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和7年11月1日	大月町 幡多郡大月町弘見2230	大月町国民健康保険大月病院 幡多郡大月町鉾土603 介護予防通所リハビリテーション

高知県告示第246号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和8年4月14日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- 届出者の住所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス須崎中央インター店
須崎市池ノ内字池ノ内1121番1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年11月10日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,332平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
51台
イ 駐輪場の収容台数
10台
ウ 荷さばき施設の面積
88.5平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日
令和8年3月9日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
須崎市役所
- 意見書に記載すべき事項
（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
（2）事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
（3）意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
（4）意見の内容

高知県告示第247号

宿毛市二ノ宮及び野地の各一部並びに高岡郡越知町桐見川及び横島中の各一部における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
 令和8年4月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 宿毛市
 - (2) 越知町
- 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 宿毛市二ノ宮及び野地の各一部
令和2年度及び令和3年度
 - (2) 高岡郡越知町桐見川及び横島中の各一部
令和3年度及び令和4年度
- 3 成果の名称
 - (1) 宿毛市地籍図及び地籍簿
 - (2) 越知町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
令和8年4月14日

高知県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき指定した道路の占用を制限する区域を解除することとしたので、次のとおり告示する。
 その関係図面は、令和8年4月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和8年4月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 占用の制限を解除する道路の路線名及び指定区域

路線名	指定区域
県道土佐伊野	吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ1906番5地先から 吾川郡いの町字羽根3042番1地先まで

- 2 占用の制限を解除する占用物件
新たに地上に設ける電柱
- 3 占用の制限を解除する理由
災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認められなくなったため。
- 4 占用の制限を解除する期日
令和8年4月14日

高知県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき指定した道路の占用を制限する区域を解除することとしたので、

次のとおり告示する。

その関係図面は、令和8年4月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和8年4月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 占用の制限を解除する道路の路線名及び指定区域

路線名	指定区域
県道庄田伊野	吾川郡いの町波川字シヤリコウ385番2から 吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ1906番5地先まで

- 2 占用の制限を解除する占用物件
新たに地上に設ける電柱
- 3 占用の制限を解除する理由
災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認められなくなったため。
- 4 占用の制限を解除する期日
令和8年4月14日

高知県告示第250号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づき住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をしたので、法第60条第3項の規定により次のとおり告示する。
 令和8年4月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 支援業務の種類
 - (1) 住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - (2) 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、その生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - (3) 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供を行うこと。
 - (4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 名称又は商号
社会福祉法人和香会
- 3 主たる事務所又は営業所その他支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地
社会福祉法人和香会
南国市稲生1303-1

- 4 指定年月日
令和8年4月2日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により香美市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。
 令和8年4月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画下水道（香美市公共下水道）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び香美市役所

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
 令和8年4月14日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）
 - (2) 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - (3) 実施期日
ア 新規取得講習
令和8年6月16日（火）から同月25日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の8日間
イ 追加取得講習
令和8年6月22日（月）から同月25日までの4日間

<p>(4) 実施場所 吾川郡いの町天西北一丁目14番地 高知県立高知青少年の家</p> <p>2 受講者定員 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種類の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。 (1) 新規取得講習 25人 (2) 追加取得講習 5人</p> <p>3 受講資格者 (1) 新規取得講習 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。 ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法 (1) 受講希望の事前申込方法 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交</p>	<p>付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間 ア 令和8年5月18日(月)及び19日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。 イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和8年5月20日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>5 受講申込手続 受講予定者としての確定通知を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。 (1) 受講申込書等の提出期間 ア e-Gov電子申請(https://shinsei.e-gov.go.jp/)を利用する方法により提出する場合 令和8年5月25日(月)午前9時から同月27日(水)午後4時まで イ 直接提出する場合 令和8年5月25日から同月27日までの午前9時から午後4時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)</p> <p>(2) 受講申込書等を直接提出する場合の提出場所等 ア 提出場所 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。 イ 提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの)。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により</p>	<p>提出する場合は、別途の提出は、不要とする。 イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面。 ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの受講申込書を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。 (ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 (イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し (オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの受講申込書を提出する際に当該資格者証等の写しを添付した場合は、別途の提出は、不要とする。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により受講申込書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、5(2)アの提出場所において納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404) (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第12号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和8年4月14日 高知県公安委員会委員長 松尾 晋次</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級</p>
--	--	---

<p>交通誘導警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 検定の実施日及び開始時間 令和8年7月16日(木)午前9時</p> <p>(2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 車両等の誘導に関すること。</p> <p>エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 車両等の誘導に関すること。</p> <p>イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間</p> <p>ア e-Gov電子申請 (https://shinsei.e-gov.go.jp/) を利用する方法により提出する場合 令和8年6月8日(月)午前9時から同月12日(金)午後4時まで</p> <p>イ 直接提出する場合 令和8年6月8日から同月12日までの午前9時から午後4時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書等を直接提出する場合の提出場所等 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員に</p>	<p>あつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>ア 検定申請書。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とする。</p> <p>イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあつては住所を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあつては当該営業所に属することを疎明する書面。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの検定申請書を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。</p> <p>ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの検定申請書を提出する際に写真を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、7のただし書の時期及び場所において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法等 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、6(2)の提出場所において納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。</p> <p>(2) 持参品</p> <p>ア 受検票</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 警笛(実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。)</p>	<p>エ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽</p> <p>オ 雨着(雨天時に使用する。)</p> <p>カ 昼食(学科試験に合格した場合に必要なもの。)</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3024)又は県内の各警察署警備担当係</p>
---	---	---